

第1章 計画の概要

これまで音更町では、平成12年3月に「第1期音更町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定して以来、3年に一度の見直しを行い、これらの計画により、高齢者の保健福祉の増進、健康維持および介護保険事業の円滑な実施に努めてきました。

高齢者人口の増加が続く中、生きがいづくりや健康の保持、介護予防、孤立化のおそれのある高齢者等への生活支援、いわゆる団塊の世代などの新たな高齢者のニーズに対応した取組など、これまでの施策の充実や見直しが求められています。

また、平成12年4月から始まり、平成30年4月には18年を経過した介護保険制度についても、高齢化の進行により介護保険サービスの利用や利用量も増加し、今後もこの傾向が続くことが予想されます。また、平成18年の改正介護保険法により、要介護状態とならないよう、あるいは要介護状態となっても悪化しないよう、介護予防を重視することとなる予防重視型システムに転換されています。

加えて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を進めていながら、共に支え合う「安心して暮らせるまち」を目指していくことが必要です。

国では今後のさらなる高齢化を見据えて、第6期以降の計画を「地域包括ケア計画」と位置付け、すべての団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向けて、市町村が主体となった地域包括ケアの取組をより一層充実・強化することを求めており、平成29年6月に公布された改正介護保険法では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」が示されています。

本計画は、このような背景のもと、現計画に基づく高齢者保健福祉事業および介護保険事業の実施による結果を踏まえ、今後の高齢者保健福祉事業に関する基本的な施策方針と介護保険事業に係る円滑な保険給付の確保に関する指針を定めるものです。

本計画では、第2章で高齢者福祉施策の実績と現状、第3章で計画の基本的な考え方と平成37年に向けた音更町が目指す高齢者の姿、第4章でそれらを推進するための具体的な諸施策、第5章で計画期間内の介護保険事業の見込みと介護保険料について整理しています。

1 計画の策定根拠

本計画は、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）、介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画（介護保険事業計画）を一体のものとして策定します。

高齢者福祉計画は、本町の高齢者の福祉事業を総合的に体系付けるものであり、一方、介護保険事業計画は、要介護認定者数や各介護サービスの給付量などを見込み、計画期間内の介護保険事業を安定的に円滑に運営するための計画です。

なお、平成18年の改正老人保健法により、市町村老人保健計画の策定義務はなくなりましたが、高齢者の保健に関する方針や施策は、高齢者福祉計画や介護保険事業計画と密接な関連があることから、本計画においても、高齢者福祉計画と一体となった高齢者保健福祉計画として策定します。

2 計画の期間

本計画（第7期計画）の期間は、平成30年度から平成32年度までとします。

また、国が示す基本方針においては、第6期計画以後の計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向け、地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携などの取組を推進していくこととされています。そのため、本計画では、平成37年までの中長期的な視野に立ったサービス等の推計や施策の位置づけが必要になります。

3 計画の策定体制

（1）介護保険事業等運営協議会、高齢化対策推進会議及び高齢化対策検討委員会

本計画は、町の幹部職員で組織する高齢化対策検討委員会および高齢化対策推進会議による高齢化対策に関する研究・協議と、町の附属機関である介護保険事業等運営協議会による調査と審議を踏まえ策定しています。

（2）アンケート調査

町民や事業者等の実態や意向等を踏まえた計画としていくために、平成28年10月と平成29年7月に町民や事業者に対して4種類のアンケート調査を実施しました。

（3）パブリックコメント

計画素案に対し、町民の皆様から幅広いご意見を聴取するため、平成29年12月から平成30年1月にかけてパブリックコメントを実施しました。

（4）町民説明会

町民へ計画の内容を説明し、意見交換することを目的として、平成30年1月に町民説明会を実施しました。